

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第123号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第62条第1項中「行財政局財政部契約課」を「行財政局管財契約部契約課」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局財政部契約課)